

平成 25 年 2 月 21 日

警視庁交通局  
交通企画課法令係 御中

日本精神保健看護学会  
理事長 野末 聖香

## 「道路交通法改正試案」における一定の病気等に係る運転者対策に関する

### 要望

警視庁交通局におかれましては、重大な交通事故を未然に防止するために現行の道路交通法についてのご検討にご尽力いただき、感謝いたします。

日本精神保健看護学会は、1991 に設立された精神保健看護分野における日本で唯一の学術団体です。本学会は看護の受け手である人々の健康と QOL に寄与することを目的として、設立された学会で会員数は 1000 名を超えております。

先に公表されました「道路交通法改正試案」における一定の病気等に係る運転者対策につきまして、日本精神保健看護学会として以下を要望します。

#### 1. 「一定の病気に該当する者を的確に把握するための規定の整備について」

統合失調症やてんかんなどの特定の病名に基づく免許の制限は、障害者の社会参加や差別解消という観点から適切ではないと考えます。規定では、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を呈する場合に限定していますが、「おそれがある」と判断する基準が明確にされておらず、これでは結果として病名に基づいた免許の制限と本質的に同等になると考えます。例えば、統合失調症を持つ人の中にはセルフモニタリングをして、毎回運転するか否かを適切に判断している人もいますが、このような方々にも、過剰な制限をかけてしまうことになってしまいます。また、運転免許を所持していても運転をせず、他に代わる身分証明書がないために、身分証明書として専ら利用している人も少なくありません。免許効力を暫定的に停止されれば、運転の制限のみならず生活全般に支障をきたすことが危惧されます。

加えて、精神疾患の特性から自分が病気であるという認識（病識）を持つこと自体が困難な場合は、その人が自己申告しなかったことをもって、虚偽申告をしたとして罰則を科すことは理不尽なことです。

さらに「その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断または操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気」という規定は、精神疾患に関わらずあらゆる病気が含まれるため、多くの人々がその対象となる可能性があり、明確な根拠ある基準がないまま人々の社会生活が制限されることとなります。

以上から、虚偽申告についての罰則強化に反対します。

#### 2. 「一定の病気に該当する者を診断した医師による任意の届出制度」

任意とはいえ、医師による届出制度の新設は、それにより障害者差別による矛盾を強め、医師だけではなく医療者に対する信頼感や治療同盟を減弱させ、結果とし

て治療を受けない人が増えることが考えられます。精神疾患をもつ人やその家族は、医師には話しにくい気持ちや考えを看護師や保健師に吐露し、医療者と話し合う中で、運転を控えることも多い現状もあります。医師による届出が必要な場合とはどのような場合なのか、根拠ある明確な基準が示されない限りは、医師による届出制度を新設することに反対します。

以上